

## ○学校法人東京農業大学任期制大学教務職員 規程

制 定 平成 19 年 4 月 1 日

（趣旨）

**第 1 条** この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成 9 年法律第 82 号）（以下「任期制法」という。）及び学校法人東京農業大学人事規則第 2 条第 3 項の規定に基づき、学校法人東京農業大学（以下「法人」という。）が設置する大学及び短期大学部において任期を定めて採用する教務職員（以下「任期制教員」という。）に関し必要な事項を定める。  
（任期制教員を採用する組織等）

**第 2 条** 任期制法の規定に基づき、任期を定めて採用する組織、職名、任期及び再任の可否に関する事項は、別表のとおりとする。  
（採用手続）

**第 3 条** 任期制教員の採用に関する事項は、人事委員会第一専門委員会の議を経て、人事委員会において決定する。  
（雇用契約）

**第 4 条** 前条に規定する採用については、法人と採用当該者との間で別に定める雇用契約を交わすものとする。  
（服務）

**第 5 条** 任期制教員の服務については、学校法人東京農業大学服務規程を適用する。  
（給与）

**第 6 条** 任期制教員の給与については、学校法人東京農業大学給与規程を適用する。ただし、第 14 条の規定に基づき専任職員に採用された者の退職金については、任期制雇用期間を退職金算定の勤続年数に加える。  
（倫理）

**第 7 条** 任期制教員の倫理については、学校法人東京農業大学倫理綱領及び同施行細則を適用する。  
（資格及び職務・補職・表彰・休職・解職・懲戒）

**第 8 条** 任期制教員の資格並びに職務、補職、表彰、休職、解職及び懲戒については、学校法人東京農業大学人事規則を適用する。  
（育児休業及び介護休業）

**第 9 条** 任期制教員の育児休業及び介護休業については、学校法人東京農業大学職員の育児休業及び介護休業に関する規程を適用する。  
（慶弔）

**第 10 条** 任期制教員の慶弔については、学校法人東京農業大学慶弔見舞金規程を適用する。  
（出張・旅費）

**第 11 条** 任期制教員の出張・旅費については、学校法人東京農業大学出張・旅費規程を適用する。  
（留学・国外出張）

**第 12 条** 任期制教員の留学及び国外出張については、学校法人東京農業大学留学及び国外出張規程を適用する。

（業績審査）

**第 13 条** 任期制教員については、任期満了日の 6 カ月前までに次の各号について審査を行い、当該者にその結果を通知する。

- （1） 教育業績
- （2） 研究業績
- （3） 学内貢献業績
- （4） 社会的貢献業績
- （5） 専任化後の研究・教育への取り組み姿勢など将来計画に関する事項

2 前項に規定する業績を審査する委員会は、別に定める。

3 第 1 項第 1 号から第 5 号に規定する業績の審査基準は、別に定める。

（専任職員への採用）

**第 14 条** 前条に規定する審査において、審査基準に照らして基準を満たすと評価された者については、人事委員会の議を経て学校法人東京農業大学の専任職員として採用する。

（雇用契約期間満了の通知）

**第 15 条** 第 13 条に規定する審査において、審査基準に照らして基準に達しないと評価された者には、第 4 条に規定する雇用契約に記載の期日をもって満了とすることを、任期満了日の 6 カ月前までに文書をもって通知する。

（細則）

**第 16 条** 本規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は別に定める。

（規程の改廃）

**第 17 条** 本規程の改廃は、学校法人東京農業大学人事委員会において行う。

2 本規程を改廃した場合は、任期制法第 5 条第 4 項の規定に基づき、本法人職員公報及びホームページ等により公表するものとする。

#### 附 則

1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 前項にかかわらず、東京農業大学農学部バイオセラピー学科及び生物産業学部アクアバイオ学科については、平成 18 年 1 月 26 日に施行し、平成 17 年 10 月 1 日から適用する。

3 学校法人東京農業大学人事規則第 3 条第 1 項第 4 号に規定する任期制職員に関する規程は、この規程を準用する。

別 表

組織及び所属名	対象となる職名	任 期	再任の可否
○東京農業大学			
農学部	教授・准教授・講師・助教	5年	不可
応用生物科学部	教授・准教授・講師・助教	5年	不可
地域環境科学部	教授・准教授・講師・助教	5年	不可
国際食料情報学部	教授・准教授・講師・助教	5年	不可
生物産業学部	教授・准教授・講師・助教	5年	不可
教職・学術情報課程	教授・准教授・講師・助教	5年	不可
総合研究所	教授・准教授・講師・助教	5年	不可
○東京情報大学			
総合情報学部	教授・准教授・講師・助教	5年	不可
○東京農業大学短期大学部			
	教授・准教授・講師・助教	5年	不可